

愛顔つなぐえひめ国体伊予市環境衛生対策要項

(平成28年2月3日 第2回宿泊衛生専門委員会決定)

1 目的

この要項は、愛顔つなぐえひめ国体伊予市医事・衛生基本計画に基づき、愛顔つなぐえひめ国体（以下「大会」という。）における環境衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 実施項目

(1) 競技会場等の美化

ア 競技会場及び練習会場等（以下「競技会場等」という。）の清掃は、必要に応じた作業班の編成等により、効果的に実施する。

イ 競技会場等には、必要に応じた資源ごみ等の分別が出来るごみ容器等を適切な場所に設置し、定期的な清掃を実施する。

ウ 競技会場等では、伊予市が定めるごみ分別区分に応じて分別を行い、リサイクルの推進に努めるとともに、一般観覧者については、ごみの持ち帰りを推進し、ごみの減量化を図る。

エ 競技会場等で生じたごみは、各競技会場に設置するごみ集積所に搬入し、分別して保管し、伊予市産業建設部と協議の上、対応する。

オ 競技会場等の公衆トイレ（仮設を含む。）・流水式手洗設備では、定期的に清掃、点検を行い、衛生的に管理する。

カ 喫煙可能な競技会場等においては、たばこの吸い殻のポイ捨て等を防止するため、喫煙所を設置する。

(2) 宿泊施設の衛生対策

実行委員会は、市内宿泊施設に対して、県実行委員会及び保健所と協力し、衛生講習会を実施するとともに、衛生意識の啓発を図る。

(3) 飲料水の衛生対策

ア 実行委員会は、保健所及び伊予市水道課と連携し、競技会場等及び宿泊施設の飲料水を供給する施設の適正管理について監視指導を行う。

イ 実行委員会は、保健所及び伊予市水道課と連携し、競技会場等及び宿泊施設の水質の安全確保を行うとともに、大会期間中の断減水等不測の事故に対処するための給水体制整備について、伊予市水道課に要請する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策に関して必要な事項は、関係機関・団体と協議のうえ、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会については、関係機関と協議のうえ、可能な範囲で環境衛生対策を実施することとする。

附 則

この要項は、平成28年2月3日から施行する。